

## 令和8年度茨城県地域医療構想策定に係る調査分析業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）  
とは、令和8年度茨城県地域医療構想策定に係る調査分析業務委託について、次のとおり  
業務委託契約を締結する。

### （委託業務）

第1条 甲は、令和8年度茨城県地域医療構想策定に係る調査分析業務委託（以下「委託  
業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （委託業務の実施）

第2条 乙は、前条の委託業務を履行するに当たっては、別添の「令和8年度茨城県地域  
医療構想策定に係る調査分析業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づいて  
行わなければならない。

- 2 前項の他、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。
- 3 乙は、この契約内容を変更しようとするときは、直ちに甲に届け出て、甲の指示に従  
うものとする。

### （委託期間）

第3条 委託期間は、委託契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

### （委託料等）

第4条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として金\_\_\_\_\_円  
（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

### （委託料の支払い）

第5条 甲は、委託業務が終了し、その額が確定した後に乙の請求により委託料を支払う  
ものとする。

- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわ  
らず、委託料の90パーセントに相当する額の範囲内において、概算払をすることができ  
る。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。

### （実績報告等）

第6条 乙は、業務を完了したときは、業務完了報告書（様式第1号）及び委託料精算報  
告書（様式第2号の1及び2号の2）を業務完了の日から30日以内又は令和9年3月  
31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

- 2 この場合において、すでに概算払を受けているときは併せて概算払精算書（茨城県財

務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第86号）を添付するものとする。

（検査及び委託料の額の確定）

第7条 甲は、前条の規定により業務完了報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合するものと認めるときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

（過払金の返還）

第8条 乙は、概算払を受けた委託費が、第7条に規定する委託費の確定額を超えるとき又は委託費により発生した収入があるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（瑕疵担保）

第9条 乙は、甲の検査に合格した実績報告書（成果品）であっても、当該成果品について隠れた瑕疵があった場合には、検査後1年間はこれを完全なもの引き換え、又は補償をしなければならない。

（再委託の制限）

第10条 乙は、委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委託することを必要とするとき、あらかじめ、令和8年度茨城県地域医療構想策定に係る調査分析業務委託の再委託承諾願（様式第3号）により、甲の承諾を得なければならない。

（秘密の保持）

第11条 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第12条 乙は、委託業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報の保護に関する事項」を遵守しなければならない。

（帳簿類の作成・保存）

第13条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その内容を証する証拠書類とともに、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

3 乙は、委託業務に従事した者の出勤状況を証左するに足る帳簿類を作成し、管理しておかなければならない。

（委託業務の報告及び検査）

第14条 甲は、必要があると認められた場合には、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業

- 務の状況について、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は甲の職員が、事前通知の上、乙へ立ち入り委託業務に関する検査を実施し、必要な指示を行うことができる。
- 2 乙は、甲から委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(改善の指示等)

- 第15条 甲は、委託業務の実施について改善する必要があると認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(事情変更による変更・解除)

- 第16条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 甲は、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、この契約を解除することができるものとする。
- 3 前項の規定により契約の解除があったときは、乙は速やかに甲の指示により施設等を甲に変換するものとし、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

(契約の解除等)

- 第17条 甲は、乙がこの契約に違反したとき又は茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2項第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したときは、契約を解除し既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第18条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。
- 2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が茨城県財務規則オンラインシステム事務処理要項第54条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生じるものとする。

(協議)

- 第19条 この契約書に定めのない事項及びこの契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県知事 大井川 和彦

乙

別紙

個人情報の保護に関する事項

(基本的事項)

第1 乙は個人情報の重要性を確認し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知りえた個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙はこの契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を目的以外に利用し、又は提供してはならない。また、個人情報を取り扱う機器の操作ミス等を防ぐためのソフトウェアを導入するなど、予め個人情報漏洩を防止する対策を講じること。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するため甲から委託された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(業務員の監督)

第7 乙は、委託業務に従事している者に対して、第1から第6までの事項を遵守するよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還、廃棄)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後、直ちに県に返還する、若しくは、県から廃棄指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄したうえで、作業完了報告書（別記様式3）にてその旨を報告する。

(立入調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時、調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は委託者である茨城県（実施機関）を、乙は受託者を指す。

(様式第1号)

令和 年 月 日

## 業 務 完 了 報 告 書

茨城県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者名

令和8年度茨城県地域医療構想策定に係る調査分析業務委託が完了しましたので、令和8年度茨城県地域医療構想策定に係る調査分析業務委託契約書第6条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

### 記

1 契約件名

2 契約年月日

令和 年 月 日

3 委託金額（委託額に変更があった場合は、変更後の金額を記載すること）

金 円

4 委託期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 成果品

(様式第2号の1)

令和 年 月 日

## 委 託 料 精 算 報 告 書

茨城県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者名

令和8年度茨城県地域医療構想策定に係る調査分析業務委託、令和 年 月 日に事業が完了しましたので、令和8年度茨城県地域医療構想策定に係る調査分析業務委託契約書第6条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

支出額 金 円

(内訳は(別記様式第2号の2)のとおり)



(様式第3号)

令和8年度茨城県地域医療構想策定に係る調査分析業務委託の再委託承諾願

茨城県知事 殿

所在地  
受託者 名 称  
代表者

令和8年度茨城県地域医療構想策定に係る調査分析業務委託について、下記のとおり再委託を行いたいので承諾願います。

1 再委託が必要な理由

2 再委託予定先

所在地  
商号  
代表者氏名

3 再委託に係る業務の内容等

(1) 再委託する業務の内容

(2) 再委託の期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 再委託先に求める個人情報の保護に関する事項の内容及び遵守方法

(1) 個人情報の保護に関する事項の内容 (具体的に記入※)

(2) 個人情報の保護に関する事項の遵守方法 (具体的に記入※)

※ 別紙として添付してもかまわない。

上記4に記載の個人情報の保護に関する事項を遵守することを誓約します。

所在地  
再委託先 商号  
代表者氏名